

平成25年(ワ)第696号 原発運転差止め請求事件

原告 辻義則外56名

被告 関西電力株式会社

準備書面21

平成28年6月3日

大津地方裁判所民事部合議A係御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井戸謙一

同 菅 充行

同 高橋典明

同 吉川 実

同 加納雄二

同 田島義久

同 崔 信義

同 定岡由紀子

同 永芳 明

同 藤 木 達 郎

同 渡 辺 輝 人

同 高 橋 陽 一

同 関 根 良 平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さゆり

同 石 田 達 也

同 稲 田 ますみ

弁護士井戸謙一復代理人

同 河 合 弘 之

同 甫 守 一 樹

目次

第1 使用済燃料ピットの危険性について.....	3
1 使用済燃料ピットの冷却装置について.....	3
2 使用済み燃料プールの脆弱性（福島第一原発事故の教訓が無視されていること）.....	6
3 深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講じられていないこと.....	9
第2 被告の津波調査は若狭湾津波の特性を考慮していない不十分なものである.....	12
1 近畿地方北部地盤のブロック化.....	12
2 若狭湾の津波の特徴（局所性）.....	15
3 被告主張の検討.....	16
第3 避難計画が不合理・不十分なものであること.....	16
1 原子力災害対策の枠組み.....	16
2 原子力災害対策指針（原災指針）の問題.....	17
3 「高浜地域の緊急時対応」.....	17
4 原告が住む自治体の反応.....	21
第4 核テロ対策について.....	22

第1 使用済燃料ピットの危険性について

1 使用済燃料ピットの冷却装置について

(1) 被告の主張の骨子

被告は、「使用済燃料は、冠水さえしていれば崩壊熱が十分除去され、放射性物質を閉じ込める役割を果たす燃料被覆管の損傷に至ることはなく、その健全性が維持されることから、使用済燃料ピットから周辺環境への放射性物質の放出を防止するためには、使用済燃料の冠水状態を保つ必要がある、かつ、それで十分である。」（被告準備書面8・19頁11行目以下）とか、「使用済燃料の冠水状態を保つことにより、その崩壊熱が十分除去され、使用済燃料ピットから周辺環境への放射性物質の放出を防止することができるのであり、被告は、本件各発電所の使用済

燃料ピット水の冷却設備及び補給設備について、基準地震動に対する耐震安全性を持たせるなど、信頼性の高い設備とした上で、万一、これらの設備が機能喪失した場合においても、使用済燃料ピットへ注水し、必要な水量を保つための対策を準備している。」(同19頁3項)とし、「原子炉格納容器のような堅固な施設がなくとも使用済燃料ピットの安全性は確保されるのであって、原告らの主張は、失当である。」(同20頁4項)と主張している。

この点に関する原告の反論については、原告準備書面11第5項(10～12頁)において述べたが、本準備書面において補充する。

- (2) 使用済み燃料ピットの損壊という事態も想定してその対策を取るべきである

被告は、「使用済燃料の冠水状態を保つ必要があり、かつ、それで十分である。」と主張する。

しかしそもそも、本件発電所全体が基準地震動を超える地震動に襲われる危険があるのは当然であるし、基準地震動以下の地震動に襲われた場合でも、使用済み燃料ピット自体に損壊が生じないと断定する根拠もない。

被告の主張は、使用済燃料ピット水の補給設備さえ耐震性を具備していればそれにより冠水状態が維持されて、使用済燃料ピットの冷却機能が維持されるということを主張するようであるが、使用済燃料ピット自体が地震によって損壊されて冠水状態を維持できないという事態の想定をしていないという批判が可能である。

- (3) 技術基準に関する規則¹69条(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

同規則69条(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)において、

¹ 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」

発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。

2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を施設しなければならない。」と規定している。

このように新規制基準である技術基準に関する規則においてさえも、「使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」として規定し、ピット自体の損壊によってピットの冠水状態が維持できず重大事故に至る場合をも想定している。

このような想定は、使用済燃料ピット水の補給設備さえ耐震性を具備していればそれにより冠水状態が維持されて、使用済燃料ピットの冷却機能が維持されるという被告の主張とは相容れない。

(4) 結論

本件訴訟で原告が繰り返し指摘してきた通り、新規制基準における基準地震動の策定は極めて甘く、基準地震動を越える地震動に襲われる危険は十分に考慮されなければならない。基準地震動を越える地震が発生した場合には、ピット自体の損壊の恐れが現実化することは明白である。また、使用済み燃料ピット自体の損壊が生じることを想定することは、技術基準に関する規則においてさえも、求められているのである。

この点、大津地方裁判所平成28年3月9日高浜原発3, 4号機運転差止仮処分決定は、使用済み燃料ピットの冷却設備の危険性に関する新規制基準の簡易な扱い（Bクラス）を問題視した上で、「基準地震動により使用済み燃料ピット自体が一部でも損壊し、冷却水が漏れ、減少する場合には、その減少速度を超える速度で冷却水を注入し続けなければならない必要性に迫られる」（47頁）として、使用済み燃料ピット自体が破損する場合を想定してその対策を取るべきと指摘しているが、福島第一原発事故の教訓を踏まえれば、極めて妥当な指摘である。

2 使用済み燃料プールの脆弱性（福島第一原発事故の教訓が無視されていること）

使用済み燃料プールの危険性に関しては、原告準備書面3において詳述した通りであるが、福島第一原発事故において使用済み燃料ないし使用済み燃料プールの危険性が明らかとなった。また、新規制基準においても、使用済み燃料について「閉じ込める」機能がない（可搬型代替注水設備（注水ポンプ車等）、可搬型スプレイ設備や使用済み燃料貯蔵槽の監視等、後付けの簡易な可搬型設備等による対処しか要求していない）という重大な欠陥に関しても、原告準備書面6（20～21頁）において指摘した通りである。

本項では、福島第一原発事故において明らかになった使用済み燃料ないし使用済み核燃料プールの危険性、及び、使用済み燃料プールに関する規制の脆弱性（福島第一原発事故の教訓が無視されていること）について補充説明する。

(1) 福島第一原発事故で明らかになった使用済み核燃料ないし使用済み核燃料プールの危険性（詳細につき、原告準備書面3）。

ア 使用済み核燃料プールからの放射能汚染による最悪シナリオ

(ア) 使用済み核燃料は、原子炉から取り出された後の核燃料であるが、

なお崩壊熱を発生し続けているので、水と電気での冷却を継続しなければならぬところ、その危険性は極めて高い。

- (イ) 福島第一原発事故においては、4号機の使用済み核燃料プールに納められた使用済み核燃料の冷却機能が喪失し、この危険性ゆえに近藤駿介原子力委員会委員長（当時）が想定した避難計画が検討された（甲全第5号証）。

原子力委員会委員長が想定した被害想定のうち、最も重大な被害を及ぼすと想定されたのは使用済み核燃料プールからの放射能汚染であり、他の号機の使用済み核燃料プールからの汚染も考えると、強制移転を求めべき地域が170km以上にも生じる可能性や、住民が移転を希望する場合にこれを認めるべき地域が東京都のほぼ全域や横浜市の一部を含む250km以上にも発生する可能性があり、これらの範囲は自然に任せておけば、数十年は続くとされた（甲全第5号証・15頁、甲全第51号証60頁）。

- (ウ) このような「最悪シナリオ」は、日本の原子力委員会委員長のみが想定したものではなかった。

例えば、米国が福島第一原発事故の初期の数日間に行った分析では、3号機と4号機の使用済み核燃料プールから約590ペタベクレルのセシウム137が放出されると推定された（この量は、福島第一原発事故において実際に放出されたと推定されているセシウム137の量の約30倍である。）。また、個人の被ばく線量は、放出後最初の96時間で、東京にまで至る地域（約200km）において10ミリシーベルトを超えるというものであった（甲全第272号証・1195頁）。

- (エ) さらに、特筆すべき点は、壊滅的事態回避は、人為によるものではなく、全くの偶然による僥倖によるものであったという点である。

すなわち、「平成23年3月11日当時4号機は計画停止期間中であ

ったことから使用済み核燃料プールに隣接する原子炉ウェルと呼ばれる場所に普段は張られていない水が入れられており、同月15日以前に全電源喪失による使用済み核燃料の温度上昇に伴って水が蒸発し水位が低下した使用済み核燃料プールに原子炉ウェルから水圧の差で両方のプールを遮る防壁がずれることによって、期せずして水が流れ込んだ。また、4号機に水素爆発が起きたにもかかわらず使用済み核燃料プールの保水機能が維持されたこと、かえって水素爆発によって原子炉建屋の屋根が吹き飛んだためそこから水の注入が容易となったということが重なった。そうすると、4号機の使用済み核燃料プールが破滅的事態を免れ、最悪シナリオが現実のものにならなかったのは僥倖ともいえる」ものである（甲全第51号証60～61頁）。

(2) 福島第一原発事故から学ぶべき教訓

以上のような、使用済み燃料ないし使用済み燃料プールの危険性が明らかになった福島第一原発事故における経験を踏まえれば、最低限の教訓として下記の点が指摘出来る。

ア まず、使用済み核燃料においても破損により冷却水が失われれば冠水状態が保てなくなるのであり、その場合の危険性は原子炉格納容器の一次冷却水の配管破断の場合と大きな違いはないということである。むしろ、使用済み核燃料は原子炉内の核燃料よりも核分裂生成物（いわゆる死の灰）をはるかに多く含むから、被害の大きさだけを比較すれば使用済み核燃料の方が危険であるとも言える。

イ また、福島第一原発事故から学ぶべき教訓としては、福島第一原発事故で実際に生じたように使用済み核燃料プールの冷却機能が喪失することを前提とした、深刻な災害が万が一にも起こらないといえる程度に根本的な対策を講じなければならないということである。

ところが、実際は、福島原発事故後の新規制基準においても、可搬型

注水設備（消防ポンプ等）等の後付けの簡易な可搬型設備等による脆弱な対応しか要求されていない。いずれも人為的な作業を伴い、いくつもの要件を満たして初めて効を奏するものであり、コストに配慮した付け焼き刃的な対応に過ぎず、地震等の災害発生時に機能する保障は全くない極めて脆弱なものに過ぎない（原告準備書面6・20～21頁参照）。

3 深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講じられていないこと

(1) 使用済み核燃料が堅固な施設によって囲い込まれていないこと（「閉じ込める機能」がないこと）

ア 福井地方裁判所平成27年4月14日高浜原発3,4号機運転差止仮処分決定は、「使用済み核燃料も原子炉格納容器の中の炉心部分と同様に外部からの不測の事態に対して堅固な施設によって防御を固められる必要がある」とし、かかる規制を行っていない新規制基準は、緩やかにすぎ、合理性を欠くと判断した（甲全第159号証・39～45頁）。

上記判示は、前記福島第一原発事故で実際に生じた事実ないし生じるおそれがあった事実を基礎に置くものであり、極めて妥当である。

イ 上記判示は、決して独自の考えではない。すなわち、日本原子力学会も、福島第一原発事故からの教訓として、「建屋が破損した後の使用済み燃料の閉じ込めに課題がある」と指摘している（甲全第273号証・9頁）。

また、「実録FUKUSHIMA - アメリカも震撼させた核災害」の共著者である、憂慮する科学者同盟のエドウィン・ライマン氏も、使用済み核燃料プールが密閉性の格納容器の中に入っていない危険性を指摘している（甲全第272号証・1191頁）。

ウ そもそも、原発の安全とは、放射線に係る危険から「一般公衆を適切に保護する」ということで、その最も主要な部分は「放射性物質の環境

への放出を防止すること」である。放射性物質の拡散を防止するのであれば、施設内の放射性物質を何重にも囲っておくというのは、誰でも考えつくところである。原子炉の中には様々な放射性物質があるが、その中でも最も量が多く、しかも放散し易いものを多く含み、したがって最も重視すべきものは、核分裂反応の結果できる核分裂生成物である。原発の安全確保の最も主要な部分は、この核分裂生成物の拡散を防止するための「壁」の健全性を、平常時にも事故時にも、いかにして維持するか、すなわち、「閉じ込めるか」ということである。

しかるに、使用済み核燃料は、原子炉内の核燃料よりも核分裂生成物をはるかに多く含むにもかかわらず、建屋という極めて脆弱な「壁」によってしか囲われていない。福島第一原発事故で水素爆発により4号機建屋の屋根が吹き飛び、使用済み核燃料プールがむき出しになったことから建屋の脆弱性は明らかであるが、建屋の脆弱性は、水素爆発が起きた場合に限られない。例えば、本件原発の使用済み核燃料プールを囲んでいる燃料取扱建屋は、鉄骨造であるところ、その外壁及び屋根は、100 m/s の竜巻が襲来した場合、鋼製材の飛来物の衝突によって貫通が生じるという程度の脆弱性である。

原発の安全確保の最も主要な部分である、いかにして「閉じ込めるか」という観点からすれば、使用済み核燃料を堅固な施設によって囲い込むという対策は、合理的である。また、前記福島第一原発事故で実際に生じた事実ないし生じるおそれがあった事実からすれば、深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要不可欠な対策というべきであるが、福島第一原発事故後も、全く対策は講じられていない。

(2) 使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスがBクラスであること

ア 福井地方裁判所平成27年4月14日高浜原発3,4号機運転差止仮処分決定は、「使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスがBクラ

スであることから、地震が基準地震動を超えるものであればもちろん、超えるものでなくても、使用済み核燃料プールの冷却設備が損壊する具体的危険性があるとし、使用済み核燃料プールの冷却設備の耐震クラスをBクラスとしている新規制基準は、緩やかにすぎ、合理性を欠く」と判断した（甲全第159号証・42～45頁）。

また、大津地方裁判所平成28年3月9日高浜原発3，4号機運転差止仮処分決定も、「使用済み核燃料プールの冷却設備が原子炉と異なり一段簡易な扱い（Bクラス）となっていることを指摘して、使用済み核燃料の危険性から、原子炉だけでなく、使用済み核燃料プールの冷却設備もまた基本設計の安全性に関わる重要な施設として安全性審査の対象となるものというべきである」と判断した（47～48頁）。

前記福島第一原発事故で実際に生じた事実ないし生じるおそれがあった事実からすれば、上記各判示は、妥当である。

イ 本件原発の使用済み核燃料プールの冷却設備も、Sクラスとして審査されておらず（審査されることはなく）、基準地震動に対する耐震安全性が確認されていないから、深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講じられているとは到底言えない状況である。

(3) 使用済み核燃料プールの計測装置がCクラスであること

ア 福井地方裁判所平成27年4月14日高浜原発3，4号機運転差止仮処分決定は、事故時の事態の把握の困難性から、使用済み核燃料プールの計測装置がSクラスであることが必要だとし、使用済み核燃料プールの計測装置の耐震クラスをCクラスとしている新規制基準は、緩やかにすぎ、合理性を欠くと判断した（甲全第159号証・44～45頁）。

イ ここに、水位計や温度計の計測装置が脆弱で破損する可能性があるということは、使用済み核燃料プールの水位が低下し温度が上昇した場合に、正確な状況の把握が困難になることを意味する。

例えば、福島第一原発事故では、1号機で水位計が誤った数値を示していたため、電源がなくても機能するはずだった非常用復水器が作動していないことに長時間気づかず、水位が保たれていると見ていたことが、メルトダウンを早めたと見られている。

また、米国スリーマイル島原発事故でも、長時間にわたって水位が保たれていると誤認していたことが事故の進展に決定的な役割を果たしたとされている。

さらに、国会事故調査委員会もまた、福島第一原発事故では、電源喪失による計装系の機能喪失が大きな問題であったが、仮に電源があっても炉心溶融後は、設計条件を遥かに超えており、計測器そのものがどこまで機能するか、既設原発での計器類の耐性評価を実施し、設備の強化及び増設を含めて検討する必要があると提言している。

これらの事実からすれば、使用済み核燃料プールの計測装置がSクラスであることの必要性を指摘する上記判示は、極めて妥当である。

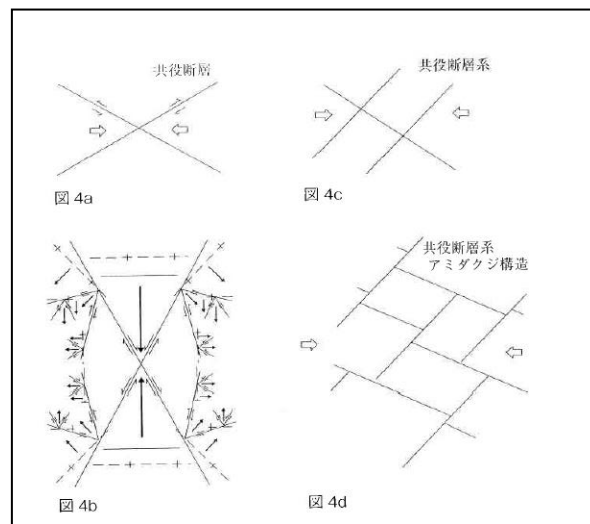
ウ 本件各原発の使用済み核燃料プールの計測装置は、耐震クラスがCクラスとされており、基準地震動に対する耐震安全性が確認されていないから、深刻な災害が万が一にも起こらないというために必要な対策が講じられているとは到底言えないものである。

第2 被告の津波調査は若狭湾津波の特性を考慮していない不十分なものである（全体につき、甲全第266号証）

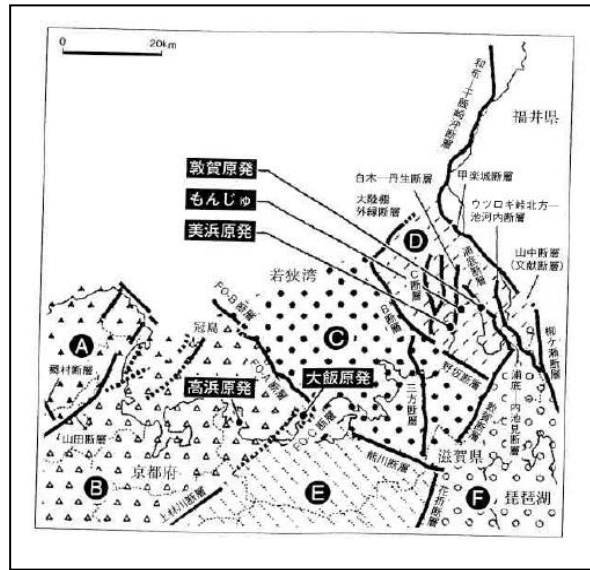
1 近畿地方北部地盤のブロック化

若狭湾で起こる地震は内陸直下型地震であるが、重要なことは、近畿地方北部の地盤（地殻）が、過去数十万年間の東西方向の圧縮応力によってブロック化しており、そのブロックの相対運動に伴って地震が起こるということである。

下図は、ブロックの生成を模式的に示したものである。ある地域が、単純に両側方向から圧縮力を受けた場合、2つの主断層が交差して共役断層（=同じ応力によって形成された隣接した断層）が形成される（図 4a）。図 4b は、主断層（1次断層）に加えて2次、3次の副断層が理想的に出現する状況を示したものである。もっとも、実際の地球上では、一組の共役な2方向の断層は、ただ交差するのではなく互いに切ったり切られたりしている。また、複数組の共役断層が組み合わさって断層系をなし、（図 4c）、断層系に囲まれた地盤はブロック化する（図 4d）。



ブロックの境をなす断層は、どれも同じ応力場で生まれたものであるから、そのいくつかが活断層であることが明らかである以上、すべて活断層であると見なす必要がある。若狭湾一帯の地盤ブロック（A～F）とブロック境目の活断層を図示したものが下図である。図中の点線は、ブロックの形状などから、想定されなければならない活断層である。たとえば、大飯原発が位置する半島の西側には、西南の上林川断層が延びてきているはずである。従来の地質図では、ここに断層が引かれていないが、観測機器を積んだ調査船が、海岸に近づけなかったからに過ぎない。

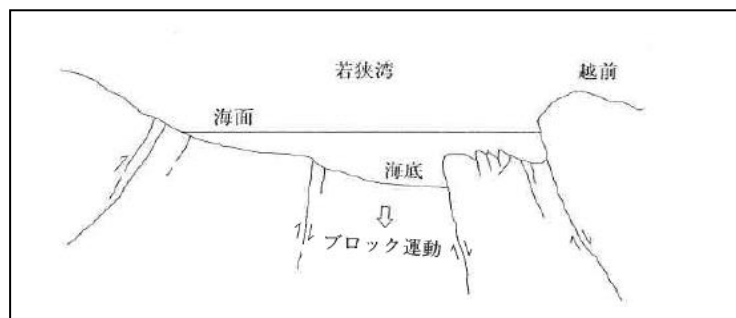


原子力規制委員会における若狭湾の活断層に関する議論は、若狭湾の地盤がブロック化しており、ブロックの運動によって地震が引き起こされるという点を踏まえずに行われてきたために、個別の断層の連動可能性についての的確な指摘がなされなかったり、原発群を襲いうる（科学的なつもりの）想定に基本的な勘違いが生じたりしてきた。

たとえば、断層の連動についても、従来、縦方向に並ぶセグメントの連動だけが注意され、ブロックを囲む複数の辺の断層の連動が考慮されてこなかったが、1927（昭和2）年に2925人の死者を出した北丹後地震（マグニチュード7.3）の際に、互いに共役な（＝同じ応力によって形成され隣接した位置関係にある）郷村断層と山田断層と一緒に活動したことは有名な事実である（甲全第274号証）。郷村断層と山田断層は、上図の左端に見えるが、ブロックAの南東の辺と南西の辺を形成している。この2つの断層と一緒に活動したことは、ブロックAの活動が北丹後地震をもたらしたものであることを示すものである。したがって、北丹後地震は、ブロック活動が若狭湾における地震の原因となることの動かぬ証拠とすることができる。

2 若狭湾の津波の特徴（局所性）

このブロック活動は、若狭湾における津波想定や予測においても前提条件として押えておかなければならない。その上で若狭湾内での津波発生機構を見ると、他の地域での津波とは全く異なる特性があることが明らかとなる。すなわち、若狭湾においては、ブロック境界の垂直的な断層を境として、原発を乗せる地盤自身や、その直近の地盤が上か下に動き、これによって海水の運動がもたらされるのである（下図）。



このタイプの津波は、東北地方太平洋沖地震津波のような、プレート境界帯の、より低角度や水平的な地盤運動による津波の場合とは全く異なり、また、若狭湾外からやってくる津波とも異なる。しかも、若狭湾沿岸の地形はリアス式で複雑だから、水の動きは反射したり、屈折したり、重なったりして、場所によって非常に異なるものとなる。局所的に異常に高い波が襲来する場合もあり得る。

若狭湾沿岸の津波襲来の伝承を見ると、くるみ村伝承（甲全第171号証）のように、一村だけが恐ろしい波に襲われて全滅したという話がいくつもある（甲全第23号証）。そうした伝承がいくつもあることは、統計学的センスでみれば偶然で片付けられるものではない。若狭湾でおこる津波の特性を考えれば、被害の局所性はむしろ当然のことであって、こうした伝承は、若狭湾における津波の発生機構を裏付けるものと捉えるのが合理的である。

3 被告主張の検討

上述したところを踏まえて被告の主張を検討するに、被告は、三方五湖、久々子湖東方陸域及び猪ヶ池までの範囲内のいくつかのポイントで津波堆積物調査を実施したと主張するが（被告準備書面5・9頁、被告準備書面13・9頁）、それは、若狭湾全体からすれば、美浜発電所を中心とした狭い範囲に限られている。ここで前提となっているのは、沖合の海底地形の運動による津波のように、一つの波源から沿岸一帯に対して広範に津波が押し寄せるタイプの津波である。このような津波であれば、津波が押し寄せた沿岸の一部分だけを調査することで、津波が押し寄せた事実くらいは確認することができるかもしれない。

しかし、上述したように、若狭湾沿岸には、局所的に異常に高い津波が襲来する可能性があるのだから、沿岸のどこか一部分だけを調べれば他の地域の状況を推測することができるという論理は成立しない。調査区画をより細かく区切ってきめ細かい調査が必要となる。

したがって、被告の行った津波調査は、若狭湾地盤のブロック化及び特性を考慮に入れていない点において、最新の知見を取り入れたものと言えないがゆえにガイドライン違反であり、またそれがゆえに、不合理かつ不十分なものと言わざるを得ない。

第3 避難計画が不合理・不十分なものであること

1 原子力災害対策の枠組み

被告は、現行法上の原子力災害対策の枠組みを説明する（被告準備書面8・第4章第2）が、重要なのは、枠組みがあることではなく、その枠組みが住民の被ばくを避けるために合理的で実効的であるかという点である。その点を抜きにした被告の主張疎明は原告らの人格権侵害の有無を判断する上では意味がない。

2 原子力災害対策指針（原災指針）の問題

被告は、原災指針の内容を説明している（同章第3）が、この原災指針自体が、住民の被ばくを避けるために合理的で実効的であるかという観点からみると、不十分なものである。

例えば、現在の、原災指針が改訂される際に示された放射性物質の想定放出量はセシウム137で100テラベクレルとされている。しかし、この100テラベクレルという数字は原子力規制委員会が放射性物質が大量に放出した場合の放出量限度の目標設定値という意味しかない。この100テラベクレルという量は福島第一原発事故の100分の1以下であり、実際の事故と比較しても非常に少ない想定である。そして、この想定をもとに屋内退避の効果などを見積もっている（甲全第275号証）。

福島第一原発事故の放出量をもとにして良いかという問題については先に述べたが、少なくとも、放出量を福島第一原発事故の100分の1以下に想定することには何の合理性もない。

3 「高浜地域の緊急時対応」（甲全第276号証）

現在、被告の高浜発電所を対象とした原子力災害に関し周辺自治体の地域防災計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたものとして「高浜地域の緊急時対応」が策定され、保全事件において被告からこれに基づく主張があったので、本訴訟においても住民の被ばくを避けるために合理的で実効的なものであるかという観点から検討する。なお、現時点で、被告の大飯発電所や美浜発電所に関する緊急時対応をまとめたものは見当たらない。

(1) 十分議論して策定されたものであるか

「高浜地域の緊急時対応」を策定するにあたって開催された上記福井エリア地域原子力防災協議会の回数は1回で、その時間もたった1時間30分であり、十分に議論して策定されたものとはいえない（甲全第2

77号証)。

(2) 複合災害への対応

この緊急時対応が複合災害に対応したものであるか非常に疑問である。

例えば、原発による放射能漏れ事故と地震が同時に起こった場合のことを考えてみる。高浜町の内浦地区の一時集合施設や屋内退避施設となっている旧音海小中学校は、昭和57年建築で、耐震診断は行われておらず、平成21年1月1日の時点で耐震補強工事も行われていなかった(甲全第278号証)。また、甲全第278号証以外に同施設の耐震性を確認できる資料は見当らなかった。

大規模な地震が発生した場合、この施設が倒壊するおそれもある。例えば、本年4月14日に発生した熊本地震では、本震では建物が倒壊しなかったものの度重なる余震の際に倒壊するおそれがありとして屋内に退避することができず、屋外で暮らす人が数多くいたのは記憶に新しい。同施設も同様に倒壊するおそれがあるとして、屋内退避できなくなる恐れもある。そうなれば、内浦地区の住民の避難は難しくなる。

(3) 復旧作業の問題

また、「高浜地域の緊急時対応」においては、自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧策として、避難経路に指定されている国道27号などの直轄国道は国土交通省近畿地方整備局が応急復旧作業を実施し、同じく避難経路に指定されている舞鶴若狭自動車道は高速道路会社(NEXCO)が応急復旧作業を実施するとされている(甲全第276号証・36頁)。

しかし、この応急復旧作業が短時間の内に終わる保証などどこにもない。熊本地震において損壊した九州自動車道が復旧して開通するのに約15日間も必要であったことは忘れてはならない。地震により道路が損壊した場合、復旧するのに数日程度はかかることは容易に予想できるが、

そうなった場合であっても住民が避難できるかについては「高浜地域の緊急時対応」を見ても確認できない。

(4) 避難経路・避難先

この「高浜地域の緊急時対応」では自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定したとしている。しかし、例えば高浜町民が県内避難先である敦賀市に避難する際に指定される主な経路は、最初から最後まで国道27号を使うか、最初に国道27号を使って途中から舞鶴自動車道を使うか、最初に国道27号を使って、その後府道28号と舞鶴自動車道を使うかである（甲全第276号証・49～51頁）。最初に通らなければならない国道27号が使えなくなれば避難できなくなる可能性が高い。結局、高浜原発周辺の避難に使える道路というのはかなり限られており、その道路が使えなくなれば自動車による避難ができなくなるという脆弱性がある。

また、避難先は県内避難先（高浜町の場合は敦賀市）と県外避難先（高浜町の場合は宝塚市、三田市等）の2か所あり、複数確保されているように思われる。しかし、自分が避難する立場になって考えてみると、気象条件によっては、複数確保されたとは言い難い場合も出てくる。例えば、原子力発電所から放出された放射性物質は風に乗って運ばれるのだから避難しようとする住民は風下には避難しないだろう。仮に風が高浜原発から敦賀市の方向（西風）に吹いていた場合は、高浜町の住民の多くは敦賀市に避難することを避けるのではないだろうか。そうすると、事実上、避難先は1か所（宝塚市、三田市等）に限られるであろう。

(5) 自動車による避難ができなくなった時の代替策

また、自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応として、船舶による避難やヘリコプターによる避難をするとある（甲全第276号証・55頁）が、これらは自然条件によって使えない。例えば、東日

本大震災を思い出すと、地震により大規模な津波が発生して港が使えなくなりました。同じことが高浜発電所周辺で起これば船舶を使った避難などできなくなる。ヘリコプターは、台風の時には使えないであろう。また、ヘリコプターの輸送能力は限られており、短時間のうちに住民全員を避難させることなどできない。そうなれば、船舶やヘリコプターを使って早期に避難することはできない。

(6) 道路渋滞問題

「高浜地域の緊急時対応」を見ると高浜町の住民が県内避難先である敦賀市に避難する際に指定されている道路は、国道27号と舞鶴若狭自動車であるが、どちらも敦賀市内の一部の区域を除いては2車線の道路であり、たいした輸送能力はない（甲全第279号証）。これらの道路に高浜町の住民のみならず小浜市やおおい町の住民が殺到することになるのだから、必然的に渋滞が発生する。避難にかかる時間は長くなり自動車の中で長時間被ばくする量も多くなる。空気中の放射性物質の濃度が高ければ、健康に影響を与えるほど大量に被ばくすることも考えられる。

(7) 被ばくしながら避難することが前提になっていること

「高浜地域の緊急時対応」は被ばくを避けながら避難することを想定していない。むしろ、被ばくしながら避難することを想定している。これは、住民の被ばくを避けるために合理的で実効的なものであるかという観点からは根本的な問題である。

例えば、UPZ圏内の住民が避難を開始するのは、放射線量が $20\ \mu\text{Sv/h}$ 超過した時点で対象地域の住民を1週間程度内に一時移転するとし、さらに $500\ \mu\text{Sv/h}$ を超過した時点で1日以内に避難を実施するとされている（甲全第276号証・11頁）。そうすると、被ばくしながら避難することが前提になっている。そもそも、いったん原発が制御できなくなり、原発から環境に放射性物質が放出される事態になった

場合、その放出量を正確に見積もることは不可能である。事故の規模によっては、短時間の内に $500\mu\text{Sv/h}$ を超え、その数十倍、数百倍もの高い数値になることも十分考えられる。そうなれば、避難する際に被ばくする量はさらに多くなり、健康に影響が出ることもある。

(8) 自主避難の問題

「高浜地域の緊急時対応」では、まず、PAZ（予防的防護措置を準備する区域）圏内の住民を避難させて、次にUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）の住民を避難させるという2段階避難を想定している（甲全第276号証・10，11頁）。しかし、福島第一原発事故を経験した今、原発において事故が発生した場合には、PAZ圏内の住民も、UPZ圏内の住民も、それ以外の地域の住民も避難指示を待たずに、自主的に避難することが予想される。事実上、一斉避難と同様の状態になる。

そうすると、避難にも時間がかかるようになり、特に原発に近い住民ほど避難に時間がかかることになり、事故の規模によっては避難している途中に大量に被ばくすることも考えられる。

4 原告が住む自治体の反応

三日月大造滋賀県知事は、本年5月10日の定例記者会見で、熊本地震を踏まえて屋内退避という避難方法について「屋内退避というものの現実性があるのか。これは、私は非常に懐疑的なのですが、留まって欲しい、居て欲しいということにどれだけの方が応じて頂けるのか、今回のように連続して余震が続く中で屋内に留まりえるのか。」などと述べ原災指針の中でも規定されている屋内退避という方法について懐疑的な見方を示している（甲全第280号証）。その後、滋賀県は、原子力規制庁に対して、同月24日、一連の政府要望の中で副知事が直接政府に対して、地震と原発事故が重なったときに、周辺住民が一時的に自宅などにとどまる屋内退避を前提にした政府の原子力災害対策指針について見直しを求める提言をした

(甲全第281号証)。

このような、合理性や実効性に疑問がある避難計画及びその前提となる原災指針であっても再稼働が許されるのは、国が避難計画と原発の再稼働を切り離れたからであるが、このようなやり方は深層防護の考え方に反するものであり許されない。先の大津地裁決定(平成27年(ヨ)第6号原発再稼働禁止仮処分申立事件)では、この点について「(略)国民は、事故発生時に影響の及ぶ範囲の圧倒的な広さとその非難に大きな混乱が生じたことを知悉している。安全確保対策としてその不安に応えるためにも、地方公共団体個々によるよりは、国家主導での具体的で可視的な避難計画が早急に策定されることが必要であり、(略)そのような基準を策定すべき信義則上の義務が国家には発生している・・・」と明示しているのは正鵠を得たものである。

第4 核テロ対策について

テロ問題については、訴状53～54頁、準備書面3・25～30頁、準備書面11・16～17頁、準備書面15で原告らの主張を述べた。その後の事態の推移を踏まえ、主張を補充する。

1 ベルギーテロ

2016年3月22日にベルギーで起こったテロ事件に関連して、テログループは、ベルギーの原発に対する襲撃を計画していたことが判明した(甲全第282号証)。2001年9月11日のいわゆる「同時多発テロ」でも、テログループは原発も標的の一つに入れていたことが判明している(甲全第69号証557頁)。同時多発テロの後、原子力施設に対するテロ攻撃が懸念されていたが、今回のベルギーテロ事件は、その懸念が現実化する一歩手前だったのである。

2 原子炉等規制法第1条は、「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した必要な規制を行う。」と定め、原子力災害対策特別措置法は、国の責務について、「国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小

化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。」と（同法第4条の2）、原子力事業者の責務について、「原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる責務を有する。」と定めている（同法第3条）。

しかし、国や被告が策定しているテロ対策がまことに不十分であることは、上記各準備書面等で述べた。もっとも、今後、テロ対策のためにいくら資金と人材を投入し、原発の管理を強化してみても、テロ攻撃を完全に防ぐことはできない。日本列島に住む人たちの幸福のために、原発の運転が不可欠なのであれば、原発のテロ対策に大量の資金と人材を投入するという選択もあるかもしれない。しかし、日本の電力供給のために原発を運転する必要がないこと、被告が本件各原発を運転しようとする目的は、自らの経営の安定のためだけであることは、既に何度も述べた。一私企業の経営の安定のために、テロ対策の名の下、膨大な資金や人材を投入するというのは愚の骨頂である。

- 3 今の政権下では、日本の自衛隊が世界の紛争地域で「集団的自衛権」の名の下、攻撃されていないのに積極的に武力を行使し、その武力行使の被害者の怨嗟の的となる可能性が強い。その場合、日本の原発に対するテロ攻撃のリスクは、今以上に高まることになる。

原発のテロ被害を確実に避け、日本の崩壊を防ぐ唯一の方法は、速やかに原発を廃炉にし、使用済み核燃料を安定的に処分することであり、それ以外にはない。

以上